

## 第10 ギャンブル依存症と法律家、市民の役割

### 1 ギャンブル依存症についての正しい知識を持つこと

ギャンブル依存症についての正しい知識が共有されていないため、自己責任として、社会的に対応する必要性について理解が広まっていない。

しかし、ギャンブル依存症が疾病であり、かつ、多額の社会的損失をもたらしうる精神的疾病なのであるから、本来、社会的な対応の必要性は非常に高い。市民一人ひとりがギャンブル依存症に対する正しい知識をもち、社会的対応の必要性について理解することが求められている。

なお、次頁の「家族にできること」については、仮に、家族等にギャンブル依存症者がいなくとも、ギャンブル依存症者の家族に対する偏見を持たず、また、アドバイスができるようにするためにも、その知識については一般市民として有しておくべきものと思われる。

### 2 家族にできること・やってはいけないこと

家族にできることは、ギャンブル依存症が病気であることを理解し、回復を信じ、依存症者があくまでも主体的に回復を行うことの手助けをすることである。逆に、家族が責任を取ろうとしたり、自分を責めたりすることは解決にならない。

家族ができること・やってはいけないことについて、具体的に述べれば、概要以下のようなものが挙げられる。

#### ア 家族にできること

- ① まず家族自身の財産を守り、精神的安定を図る
- ② 家族は本人の金銭管理をしない
- ③ 金銭面の解決を専門家に相談する
- ④ 病的賭博は病気であることを理解し、本人に専門の医師の治療を勧める
- ⑤ 可能な限りほかの家族と問題を共有する
- ⑥ 本人の人格を尊重する
- ⑦ 本人の回復を信じる

#### イ 家族がやってはいけないこと

- ① 安易な金銭の提供、借金の肩代わり
- ② 問題を認めない、隠す
- ③ 「意志が弱い」などと言って、本人を責める
- ④ 自分流（我流）の治療
- ⑤ 本人をコントロールしようとする行為

本人を見守り、回復に協力するとともに、各地の精神保健福祉センターやギャマノンなど家族のための自助グループを活用し、家族自身も回復を目指すことが大切である。

### 3 法律家の日常業務での実践

#### ア はじめに

弁護士は、日常業務の中で、ギャンブル依存症を発見しやすい立場にある。また、弁護士との接点を持った時点が、医療機関等へつなげることができる大きなチャンスでもある。

しかし、医師らの調査において、弁護士から専門医療機関へつながれた例がなかったという調査報告もなされている<sup>110</sup>・<sup>111</sup>。そのことは会員アンケートからも窺える。

今後、弁護士として、ギャンブル依存症について理解し、ギャンブル依存症者やその家族に対しの確・適切に対応することが求められる。

#### イ 債務整理事件

弁護士の日常業務の中でも、最もギャンブル依存症者と関係すると予想される事件類型は、債務整理事件である。

##### (ア) 依存症対策を見据えた債務整理手続き

債務整理事件においてギャンブル依存症を放置したまま債務整理をただけでは、インペイヤーが行う尻拭いと同様、ギャンブル依存症を悪化させるだけの結果に終わってしまう可能性がある。債務整理だけでなく、ギャンブル依存症についても対応をする必要がある。例えば、ギャンブル依存症に対する治療を行うことや、家族に対し債務整理についての報告を行うことを条件として、債務整理を受任する工夫が報告されている。

##### (イ) 自己破産手続き

ギャンブルは、破産事件において、免責不許可事由（破産法 252 条 1 項 4 号）に該当する可能性が高いが、依存症により債務が増加してした可能性がある場合には特に、その事情を裁判所や管財人に丁寧に説明し裁量免責を得よう努める必要がある。その際に、医療機関を受診してもらいギャンブル依存症の診断を受けその診断書を提出したり、本人に入通院やGA等自助グループへの参加をしてもらいその事実を報告し、今後本人が借金をすることなく生活の立て直しができる見通しであることを主張していく工夫が考えられる。また免責の見通しや本人の意向如何によっては、個人再生手続きの可能性も検討すべきである。

ギャンブルにより多額の借金を作ってしまったというだけで、免責を得られないと説明したり、そのことだけで破産手続きを受任しないとといった対応をしないようにする必要がある。

#### ウ 刑事事件

ギャンブル依存症者の 60%がギャンブルを続けるために違法行為を犯したとの報告があり<sup>112</sup>、刑事事件でギャンブル依存症者の弁護人として活動することがありうる。

私たち弁護士は、刑事弁護事件において、覚せい剤中毒者の事件やアルコール中毒者の

<sup>110</sup> 森山論文、原田等論文参照

<sup>111</sup> もっとも、太田論文では、情報源として弁護士・司法書士が 14%を占めており、森山論文 2 においても、弁護士や司法書士の勧めで受信した人が 5 名、ひこばえの会の勧めが 4 名いたとの報告がなされており、弁護士の間にも、少しずつギャンブル依存症に関する知識が広まってきているようである。

<sup>112</sup> 本報告書第 2 部第 1 の 1 (7) 違法行為の項目参照

事件については、依存症の問題を取り上げ、社会内での厚生を図る等の活動を行ってきたところである<sup>113</sup>。

ギャンブル依存症がその背景となる事件についても、依存症としての問題を見極め、責任能力の有無について検討することはもちろん、犯情としての動機や治療に向けた努力についての主張を工夫すべきであろう。

宮崎県弁護士会では、2016年7月28日に刑事弁護研修を行い、「窃盗常習者による事件の弁護～クレプトマニア弁護を中心として～」と題して林大悟弁護士（神奈川県弁護士会）による講演会を開催した（以下、「クレプトマニア研修」という。）。

犯罪行為である万引きを繰り返すというエピソードがクレプトマニアという病気の診断基準となっているのに対し、ギャンブル依存症の場合は賭博罪に該当する違法なギャンブルに手を染めた場合は別として、パチンコ・パチスロや公営ギャンブルはそれ自体が犯罪とはされておらず、ギャンブルをするための金欲しさ、またはギャンブルが原因となって作った借金のために財産犯等を行う傾向がみられるという関係であることから、クレプトマニアに関する刑事弁護と同様に扱うことができるわけではない。

しかし、クレプトマニアもギャンブル依存症も病気であり、クレプトマニア弁護の刑事弁護活動が、ギャンブル依存症者に関する刑事弁護活動のヒントになる部分があると考えられる。

#### ①責任能力を争う弁護

クレプトマニアである被疑者被告人の責任能力を争う場合は、事理弁識能力ではなく行動制御能力が問題となるという指摘がなされていた。

クレプトマニアに関する裁判例では、他の精神疾患や障がいの存在と相まって、行動制御能力がないあるいは著しく障害されていたとして、無罪ないし刑が減刑されていた事例が紹介された。いずれも行動制御能力の欠如ないし著しい障害を認定する医師の鑑定意見が存在している。

ギャンブル依存症者においても、他の精神疾患や精神障害が併存しているケースは珍しくないと思われる。事案によっては責任能力を争うべき事案が存すると考えられる。

#### ②情状で主張する弁護

クレプトマニアの場合は、万引きという比較的軽微な窃盗を繰り返すことにより、事案が軽微であっても実刑判決を受ける恐れがある。そのため、再度の執行猶予ないし不起訴を目指して弁護を行う必要に迫られることがある。その際には、被害弁償はもちろんのこと、被疑者・被告人がクレプトマニアという病気であり、入院や治療を行い効果が上がりつつあるということを医師の意見書や鑑定書等によって立証するという弁護活動が必要となる。

ギャンブル依存症者の弁護の場合も、ギャンブルが要因となって犯罪に至ったようなケースであれば、ギャンブル依存症の診断を受け、その治療のための入通院を行い、治療効果が上がっていることを情状として主張することが考えられよう。

<sup>113</sup> 季刊刑事弁護 64（現代人文社）、入門覚せい剤事件の弁護（現代人文社）等々

### ●ギャンブルのため勤務先から金銭を窃取した窃盗事件の刑事弁護実践例・・・・・・・・・・

被疑者は成人男性（30代）で、過去に競艇にのめり込み、ギャンブル依存症の診断を受けていた。男性は、多額の借金を抱えたこともあったが、家族が全額弁済するなどし、あわせてギャンブル依存症の治療を受け、家族の援助もあって、競艇に行く回数を減らす努力をするとともに、真面目に稼働していた。

ところが宮崎市内の繁華街に近い場所に競艇の場外舟券売場ができたことで、舟券購入が容易になり、競艇に行く回数が増加し、ついには勤務先の会社のレジから100万円を超える金銭を持ち出して全額つぎ込み、舟券を購入してしまった。後で聞くと、男性は、経理がレジ確認する日までに勝って戻せばバレないと思ったと述べている。結果的には、競艇で負けて、勤務先に金銭を返すことができなくなり、事件が発覚して、男性は逮捕された。

妻が弁償金を全額用意し、弁護人と妻と2人で勤務先に謝罪と弁償、示談に赴いた。男性がそれまで真面目に勤務していた実績もあり、勤務先店長は比較的寛容で、示談に応じてもらえた上、交渉の末宥恕文言入りの嘆願書の作成にも協力いただけた。

さらに妻に協力してもらい、‘不起訴処分となった場合には、妻が責任を持ち病院に依存症治療のため即座に入院させる’ことを誓った誓約書を検察官に提出し、妻が入院の段取りを整えた。

結果不起訴となり、無事釈放され、釈放後、妻が男性を病院に連れて行き、入院となった。

・・

#### エ 離婚事件

##### (1) 依存症者本人からの相談

ギャンブルが婚姻継続困難の一因となっている離婚事件において、依存症者本人が離婚を望まない場合には、本人自身がギャンブル依存症を自覚し理解を深め、家族や周囲の者へ与えた影響や精神的・経済的その他諸々のダメージを十分理解することがまず重要であろう。その上で、医療機関を受診し治療を受けたりGA等自助グループに通うなど依存症克服への努力を行うなどして、夫婦関係修復の余地とその意欲があることを、配偶者及び司法関係者に丁寧に説明し理解してもらうことが考えられる。但し気付いたときにはすでに時遅し、配偶者や子に対するダメージが大きすぎ、夫婦関係が破綻し修復不能状態に至っており、そうした現実を受け入れざるを得ない場合も少なくないと思われる。

##### (2) 依存症者の配偶者からの相談

依存症者あるいは依存症が疑われる者の配偶者から、離婚をめぐる相談があった場合はどうすべきであろうか。精神科医師の森山成彬氏によれば、「他人に相談するくらいのときは、たいてい相当辛抱した後であるのがほとんどです。『もう少し様子をみたらどうでしょうか』と簡単に勧められる状況にない事が多いのです。家族の忠告にも一切耳を傾けない患者であれば、一人でその道を歩かせるのが最善の策だと私は思います」と記している<sup>114</sup>。また、精神科医師の田辺等氏も、『配偶者が踏みとどまったほうが本人は立ち直る』『離婚

<sup>114</sup> 「ギャンブル依存とたたかう」139～140頁

したらもっとだめになるから離婚できない』『子どものために立ち直ってくれるはず』と考えることには、正当な根拠はありません。単身になったことの『寂しさ』で理由づけし、ホームレスになるまでギャンブルを続ける人もいます。一人になったために、自助グループの活動が徹底でき、見事な回復者となった人もいます。彼の今後の動向は、あなた次第ではなく、彼が何を望むかによるのです。あなたはあなた自身のために考え、あなた自身のために決めて下さい」と記している<sup>115</sup>。

依存症者あるいは依存症が疑われる者の配偶者が弁護士のもとへ相談に訪れる場合には、配偶者自身が、離婚に進むべきかどうか迷っている場合も多いと思われる。相談対応にあたっては、配偶者の置かれた状況やそれまでの苦労を理解しその気持ちに寄り添う姿勢が求められる。そしてギャンブル依存症が治療をすれば回復する可能性のある病気であることをはじめ、ギャンブル依存症に関する正しい情報を提供した上で、相談者である依存症者の配偶者自身の人格、人生を大切に考え、その選択、意向を尊重する姿勢で臨むことが重要である。「配偶者がギャンブルをやめないのはあなたが尻拭いを続けるからだ」などと責めたり、「子どものためにも離婚しない方がよい」「ギャンブル依存症は病気なのだからあなたが支える必要がある」などと配偶者に犠牲を押し付けるような強引なアドバイスをしたりすることは、厳に慎まなければならないだろう。

配偶者が、離婚をせず依存症者を支えたいと希望する場合には、精神保健福祉センター等の相談窓口や治療ができる医療機関、GA 等自助グループの情報を提供することが考えられる。家族の支えが大きな力となって依存症者が回復を遂げた例は多く報告されている。

配偶者が離婚を希望する場合には、当該配偶者がこれまで夫婦関係維持・修復のために行ってきた努力や、ギャンブルによって自身や子ら家族が受けてきた精神的・経済的その他諸々のダメージや被害の大きさを説明し、夫婦関係が破綻し修復不能な程度に至っていること（民法 770 条 1 項 5 号）を丁寧に主張立証していく必要があるだろう。

離婚を希望するか否かによらず配偶者自身が抱える債務の整理手続きに助力することも考えられる。また必要に応じて、配偶者自身の心身のケアのための医療機関受診や、ギャマノン等家族のための自助グループ参加の情報提供も有益な場合があるだろう。医療の専門家でない法律家が、配偶者自身について病気だと断言するようなことは慎むべきだろう。

#### 4 主権者として・社会の一員として

私たちは、街中でもお茶の間でもギャンブルを宣伝する華やかな CM が溢れ、子どもたちが常にギャンブルへの誘惑に晒され続ける社会、誰かが重篤なギャンブル依存症を発症し財産や家族や命まで失うような社会を、子どもたちに手渡したいだろうか。その‘誰か’はあなたやあなたの子ども、家族、友人かもしれない。

ギャンブルを国や地方自治体の財政の基盤としたり経済成長の柱とする政策を推進し続けてよいのか、私たちは立ち止まり、真剣に考えてみる必要がある。主権者として、社会の一員として、国や地方自治体の政策に関心を持ち、意思表示し、行動する責任がある。

<sup>115</sup> 「ギャンブル依存症」192～193 頁